

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の充実に関する次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める事項</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) ILMを内部損失データ利用ILM（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法により算出したILMをいう。第十二条第四項第二号へ(2)において同じ。）とする場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額並びにILMの値</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移</p> <p>「加える。」</p>

ト 「略」

〔二・三 略〕

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごととの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

〔ホ・チ 略〕

〔五・六 略〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)から(3)までに掲げる

ト 「同上」

〔二・三 同上〕

四 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごととの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

〔ホ・チ 同上〕

〔五・六 同上〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

〔イ・ホ 同上〕

ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合

場合の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める事項

(1) 「略」

(2) I L Mを内部損失データ利用 I L Mとする場合 B I及びB I Cの額、I L Mの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 B I及びB I Cの額並びにI L Mの値

ト 「略」

〔三・四 略〕

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごととの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

〔ホ・チ 略〕

〔六〇十三 略〕

〔五・六 略〕

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 「同上」

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 B I及びB I Cの額、I L Mの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移
「加える。」

ト 「同上」

〔三・四 同上〕

〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごととの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

〔ホ・チ 同上〕

〔六〇十三 同上〕

〔五・六 同上〕

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「略」
二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ホ 略」

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める事項

(1) 「略」

(2) ILMを内部損失データ利用ILM(持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法により算出したILMをいう。)とする場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額並びにILMの値

ト 「略」

「三・四 略」

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引の区分ごととの与信相当額を含む。)

ニ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

一 「同上」
二 「同上」

「イ・ホ 同上」

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 「同上」

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「加える。」

ト 「同上」

「三・四 同上」

五 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引の区分ごととの与信相当額を含む。)

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

〔5〕〔六〕〔ホ〕
〔・〕〔ノ〕〔チ〕
〔6〕〔十〕〔三〕
〔略〕〔略〕

〔5〕〔六〕〔ホ〕
〔・〕〔ノ〕〔チ〕
〔6〕〔十〕〔三〕 同上 同上
〔同上〕〔同上〕

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第十四面) 略〕

(第十五面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[略]	BA-CVAによるCVAリスク相当額
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e～g 略]

(第十五面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 $(DS_{\text{BA-CVA}})$ 0.65を乗じて得た額を記載すること。

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第十四面) 同左〕

(第十五面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[同左]	BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e～g 同左]

(第十五面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 $(DS_{\text{BA-CVA}})$ 0.65を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{Hedged} の値に割引係数 (DS_{SA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十五面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		CVAリスク相当額	
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d~g 略]

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{Hedged} の値に割引係数 (DS_{SA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十五面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)	
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d~g 同左]

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)	

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項三欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項四欄の額と一致する。

[e~h 略]

(第十六面)

[別表2]

[(第十七面) ~ (第三十一面) 略]

(第三十二面)

(単位：百万円)

G S I B 1 : G - S I B 選定指標

国際様式の該当番号			当期末	前期末

[略]

7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10a		債券に係るトレーディング量の合計額		
10b		株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額		

[略]

(注)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項三欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項四欄の額と一致する。

[e~h 同左]

(第十六面)

[別表1]

[(第十七面) ~ (第三十一面) 同左]

(第三十二面)

(単位：百万円)

G S I B 1 : G - S I B 選定指標

国際様式の該当番号			当期末	前期末

[同左]

7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10		トレーディング量の合計額		

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 略]

f 項番 10a 「代替可能性/金融インフラ 債券に係るトレーディング量の合計額」の項には、公的機関の発行した有価証券（ソブリン債を除く。）及びその他の債券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

g 項番 10b 「代替可能性/金融インフラ 株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額」の項には、株式及び項番 10a に含まれない有価証券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

h～m [略]

[(第三十三面)・(第三十四面) 略]

(第三十五面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b 項番 2 「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は特株自己資本比率告示第二百八十四条に定める ILM の値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第三百七条第一項第一号又は特株自己資本比率告示第二百八十五条第一項第一号に定める方法により ILM の値を算出している場合には、当該 ILM の値と自己資本比率告示第三百六条第一項第一号若しくは第二号又は特株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号若しくは第二号に定める方法により算出した ILM の値を BIC の値により加重平均して得た値を記載すること。

[c～f 略]

[(第三十六面)～(第三十八面) 略]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 同左]

[加える。]

[加える。]

f～k [同左]

[(第三十三面)・(第三十四面) 同左]

(第三十五面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 項番 2 「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は特株自己資本比率告示第二百八十四条に定める ILM の値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けて ILM を算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位の ILM の値を記載すること。

[c～f 同左]

[(第三十六面)～(第三十八面) 同左]

(別紙様式第四号)

〔(第一面) ~ (第十面) 略〕

(第十一面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[略]	BA-CVAによるCVAリスク相当額
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十一面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 $(DS_{\text{BA-CVA}})$ 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

(別紙様式第四号)

〔(第一面) ~ (第十面) 同左〕

(第十一面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[同左]	BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十一面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 $(DS_{\text{BA-CVA}})$ 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{SA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十一面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		CVAリスク相当額	
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d~g 略]

(第十一面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{SA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十一面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)	
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d~g 同左]

(第十一面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)

[略]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。 b 項番2「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。 c 項番2「当中間期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。 [d～g 略]
(第十二面)
[別表4]
[(第十三面)～(第二十七面) 略]
(第二十八面)
(単位：百万円)
OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要
[略]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 a [略] b 項番2「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は持株自己資本比率告示第二百八十四条に定めるILMの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第三百七条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十五条第一項第一号に定める方法によりILMの値を算出している場合には、当該ILMの値と自己資本比率告示第三百六条第一項第一号若しくは第二号又は持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号若しくは第二号に定める方法により算出したILMの値をBICの値により加重平均して得た値を記載すること。 [c～f 略]
[(第二十九面)・(第三十面) 略]

[同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。 b 項番2「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。 c 項番2「当中間期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。 [d～g 同左]
(第十二面)
[別表3]
[(第十三面)～(第二十七面) 同左]
(第二十八面)
(単位：百万円)
OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要
[同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 a [同左] b 項番2「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は持株自己資本比率告示第二百八十四条に定めるILMの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてILMを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のILMの値を記載すること。 [c～f 同左]
[(第二十九面)・(第三十面) 同左]

(別紙様式第八号)

〔(第一面) ~ (第四面) 略〕
(第五面)
(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表	
項番	CVAリスク相当額
[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項^二欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項^八欄の額と一致する。

[e~h 略]

(第六面) [略]

(別紙様式第八号)

〔(第一面) ~ (第四面) 同左〕
(第五面)
(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表	
項番	リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項^ロ欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項^イ欄の額と一致する。

[e~h 同左]

(第六面) [同左]

備考 表の [] の記載は出記による。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
	リスク・ウェイト	0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け									
2	外国の中央政府及び中央銀行向け									
3	国際決済銀行等向け									
4	我が国の地方公共団体向け									
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
6	国際開発銀行向け									
7	地方公共団体金融機構向け									
8	我が国の政府関係機関向け									
9	地方三公社向け									
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
11	法人等向け									
12	中小企業等向け及び個人向け									
13	上記以外									
14	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本

比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。)、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。)及び保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。)に係る額を記載すること。

m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等(自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。)向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百四十六条若しくは第四百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示

第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。)、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。)及び保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。)に係る額を記載すること。

m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等(自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。)向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
	リスク・ウェイト	0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け									
2	外国の中央政府及び中央銀行向け									
3	国際決済銀行等向け									
4	我が国の地方公共団体向け									
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
6	国際開発銀行向け									
7	地方公共団体金融機構向け									
8	我が国の政府関係機関向け									
9	地方三公社向け									
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
11	法人等向け									
12	中小企業等向け及び個人向け									
13	上記以外									
14	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本

比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。)、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。)及び保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。)に係る額を記載すること。

m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等(自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。)向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百四十六条若しくは第四百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示

第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。)、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。)及び保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。)に係る額を記載すること。

m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等(自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。)向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。